

平成22年10月21日(木)

千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部賃金室
室長 齊藤 信行
室長補佐 清野 聡
電話043-221-2328

平成22年度千葉県特定最低賃金の改正決定について ～7業種についてそれぞれ5円から10円の引上げ～

1 わが国の最低賃金制度は、昭和34年発足以来、社会情勢の変化に即しつつ推進が図られ、千葉県においても千葉県最低賃金とは別に7業種について特定最低賃金が定められております。

本年も千葉地方最低賃金審議会(会長 手塚和彰 青山学院大学教授)において特定最低賃金の審議が行われ、同審議会は千葉労働局長(永山寛幸)に対し7業種について改正を要するとの答申を行いました。その後、順次特定最低賃金額についての審議を重ね、10月21日の調味料製造業を最後に、特定最低賃金額改正の答申が出そろったところです。今後、諸手続きを経た後、早ければ本年12月25日から金額が改正される予定です(千葉県最低賃金については10月24日発効予定。別添「千葉県特定最低賃金改正決定について」参照)。

2 千葉労働局では「必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も」をキャッチフレーズとして、千葉県最低賃金額及び特定最低賃金額の周知徹底を図るため、ポスターの掲示、リーフレットの配布、各種会合を通じての広報など、県内の事業主及び県内で働く労働者への広報・周知活動を展開することとしています。

3 改正のポイント

千葉県特定最低賃金額がそれぞれ5円から10円引き上げられること。

改正される7業種の特定最低賃金の発効日は、早ければ平成22年12月25日となる予定であること。

別添

千葉県特定最低賃金改正決定について

千葉県労働局

下記産業の事業場で働く労働者に適用される7業種の特定最低賃金が下記のとおりとなります。

支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は除外します。

業種	改正額(時間額)	発効予定日	改正前(時間額)	引上げ額	
特定最低賃金	調味料製造業	806円	平成22年12月25日	800円	6円
	鉄鋼業	846円	平成22年12月25日	836円	10円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	823円	平成22年12月25日	817円	6円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	824円	平成22年12月25日	817円	7円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	808円	平成22年12月25日	801円	7円
	各種商品小売業	782円	平成22年12月25日	777円	5円
自動車(新車)小売業	815円	平成22年12月25日	809円	6円	

(参考)

	改正額(時間額)	発効予定日	改正前(時間額)	引上げ額
千葉県最低賃金	744円	平成22年10月24日	728円	16円